

行政の焦点



平成17年（2005年）、石綿（アスベスト）の健康被害が突然大きく報道されました。最近になって状況はだいぶ落ち着いてきたものの、石綿関連疾患は潜伏期間が長いことから、現在も依然として多く発生しています。

石綿関連疾患とは、石綿による肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚であり、特に中皮腫は、そのほとんどが石綿を吸つたことにより発症すると言られています。

の住民にも発生し、石綿の曝露量が多いほど、またその期間が長いほど発症の危険性が高くなります。

石綿を扱う仕事に従事した労働者の石綿関連疾患には労災保険による補償が、また時効により労災の遺族請求権を失つてしまつた場合や、仕事でしまつた場合や、仕事で袋の癒着防止用に石綿が含まれるタルクを使用したため中皮腫を発症した元准看護師が、山口署で

石綿救済法に基づく特別遺族給付金の請求件数についても、制度が始まつたばかりの平成17年度で

一般的に中皮腫が労災と認められるには、石綿曝露作業の従事期間が1年以上あることを要するため、僅か2カ月の作業期間で認められたのは異例です。

また、平成24年7月に愛知県全体の請求件数は、手術等で使用する手袋の癒着防止用に石綿が含まれるタルクを使用したため中皮腫を発症した元准看護師が、山口署で労災認定されました。

は、このところ労災補償、石綿救済法を併せ年間60件台で推移しており、北署への請求件数も年間10件前後です。

や18年度こそ全国で700件以上を数えましたが、今では100件台となっています。

愛知県全体の請求件数は、こここのところ労災補償、石綿救済法を併せ年間60件台で推移しており、北署への請求件数も年間10件前後です。

多くのもの、かつては色々な業種の内訳を見ますと、建築や製造業に発症例は

れる可能性があります。

石綿関連疾患による全

国での労災保険請求件数は、特異な例として、19年前の阪神大震災で2カ月間復旧作業を行った男性が中皮腫で亡くなり、一昨年西宮署で労災認定された事案がありました。

一般に中皮腫が労災と認められるには、石綿曝露作業の従事期間が1年以上あることを要するため、僅か2カ月の作業期間で

なところで石綿を使用していたため、多くの業種で発症しています。

特異な例として、19年前の阪神大震災で2カ月間復旧作業を行った男性が中皮腫で亡くなり、一昨年西宮署で労災認定された事案がありました。

現在、石綿は代替品の技術が確立し、完全に製造禁止となつたものの、建

築物等で引き続き使用されている場合もあり、解体時や石綿の除去作業中に飛散して曝露する危険性は依然残っています。

それでは、このような石綿疾患発症の高止まりした状況がいつまで続くのでしょうか。一説によると、我が国における石綿輸入量のピークが1970年であり、石綿関連疾患の潜伏期を25～50年とすれば、疫学的に2020年頃まで高水準で発症が続くのではないかと予想されています。